令和6年度 第2回沖縄県内水面漁場管理委員会議事録

日時 令和6年10月25日(金)

午後 14時00分~15時02分

場所 沖縄県庁9階農林水産部第4会議室

出 席 者

委 員 7名

(会場参加)

古谷 千佳子 委員 津波古 優子 委員

(WEB参加)

立原 一憲 委員 金城 政達 委員 伊波 實 委員

仲村 直 委員 宮良 工 委員

事務局職員 2名

井上 顕 (事務局長) 米丸 浩平(主任書記)

〇事務局(井上) 皆さん、お疲れさまです。

これから沖縄県内水面漁場管理委員会を始めたいと思います。

まず、議事に入る前に、いつもの確認を3点お願いします。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。発言の際は、議長から指名を受けた上で、ご発言をお願いいたします。途中退席されるには、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第2回沖縄県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の出席状況ですが、事前に山川委員から欠席の連絡をいただいております。そのため、委員定数8名に対して7名のご出席をいただいており、漁業法第145条第1項の準用規定である第173条第1項による規定を満たしておりますので、本日の委員会は成立いたしております。どうぞよろしくお願いします。

本日は、ウェブ併用の会議となっております。ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外はオフでお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程第6条により、会議の議長は会長が当たると規定されております。

以後の会議の進行は立原会長、よろしくお願いいたします。

〇立原会長 皆さん、こんにちは。

一度飛ばして久しぶりの会議になります。暑かった夏もようやく少しずつ寒くなってきたかなという気がします。沖縄のほうは、台風が来ているみたいで結構大変かもしれません。

それでは、第2回の会議を始めたいと思います。

まず、最初に議事録署名人ですが、ウェブのほうから仲村委員、会場のほうから津波古委員に議事録署名人お願いいたします。

「第1号議案 リュウキュウアユの採捕承認申請について]

〇立原会長 それでは、議事に移りたいと思います。

本日の議事は2つあります。

まず最初に、議案1として、リュウキュウアユの採捕承認申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

〇事務局(米丸) それでは、事務局からご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

リュウキュウアユの採捕承認の変更申請のほうが、環境サイエンス株 式会社からありますので、ご審議をお願いいたします。

こちらは、今年4月第1回委員会において承認されたもので、米軍訓練場内の生物相調査を行うために混獲を想定した申請でした。

8ページの変更申請書をご覧ください。

変更内容としましては、調査地域が広くて、当初予定より調査人員を増やす必要があるため、採捕従事者の追加を行うものです。

9ページ以降に変更前後の採捕従事者リストがありますが、18ページ、調査計画書の中のほうに分かりやすいリストがありますので、こちらをご覧ください。赤字になっている方が今回追加予定の採捕従事者となっております。沖縄環境分析センターのほうで増員するほか、イーエーシー、南西環境研究所の方も調査に加わるとのことです。

変更内容については、採捕従事者の追加のみですので、調査内容のほうは説明を割愛させていただきたいと思います。

戻りまして、承認証の案のほうは、5ページから7ページのほうに掲載されております。表書きは、一番下の日付、承認日以外は変更がありません。6ページ、7ページのほうに追加した人も含めた採捕従事者の

ほうが記載されておりますので、ご確認ください。

事務局からは以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇立原会長 はい、ありがとうございました。

これは、一度1回目の委員会で承認したものの調査員の増員ということの内容になると思います。

この件に関して何かご質問、ご意見ある方、挙手をお願いいたします。何かありますでしょうか。

場所はかなり広域なので、人数が多くないとなかなか難しいだろうという気はしていました。

何かありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、この採捕承認、人員の増員ということに対して承認したい と思います。

[第2号議案 令和7年度中央省庁提案項目の検討及びアンケートについて]

〇立原会長 では、次、議事2に移ります。

議事2として、令和7年度中央省庁提案項目の検討及びアンケートについてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局(米丸) それでは、事務局からご説明いたします。

議案書のほう22ページをご覧ください。

例年の調査物ですけれども、中央省庁への提案書の作成に係る提案内容の検討及びアンケート調査への協力依頼が来ておりますので、ご審議をお願いいたします。

本県は内水面漁業がほとんど行われていないため、漁業法で規定されている共同漁業権を設定した漁業も行われていません。こうした事情から、アンケート調査等で本県に該当する事項はほとんどないような状況です。

23ページにありますけれども、提出期限のほうが10月11日となっているところなんですけれども、こちらは、西日本ブロック協議会の事務局のほうに事前に調整を行いまして、委員会が開催される本日付で回答することについて了解していただいているところです。

それでは、順に説明していきたいと思います。

まず1つ目、省庁提案時には時間も限られることから、提案事項から 特に重点課題として提案すべきものを選定するように、今回新たに求め られております。こちらは、本県から意見できそうな項目についてのみ 記載をしています。こちらが24ページです。

24ページのほうをお開きください。

こちらが回答案になっておりますけれども、これだけでは内容が分からないので、34ページのほうから56ページにかけて、全国内水面漁場管理委員会連合会、全国組織から提供いただきました次年度の中央省庁への提案趣旨の素案のほうを掲載しておりますので、見比べながら説明していきたいと思います。

まず1つ目、外来魚対策については、35ページから37ページのほうに掲載がありますけれども、丸をつけている項目のみ説明していきたいと思います。

37ページのほう3つ目として、「漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと」という令和6年の提案に対して、令和7年の提案素案が表の右側のほうに文言を一部修正して、ほぼ同じなんですけれども、「漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと」ということになっております。

こちらに関しては、うちは内水面漁業がほぼないような状況ではあるんですけれども、漁業者の管理の及ばない水域においても、外来魚対策というものは非常に重要であることから、3番について、重要な提案事項として選ばせていただいております。

続きまして、2つ目、鳥類による食害対策に関しましては、38ページから40ページのほうに記載があります。

主にカワウに関する対策なんですけれども、こちらは、1つ目の項目です。右側のほうを読んでいきたいと思います。38ページの下段のほうです。令和7年度素案というところです。赤字で書いてあるのが、今年度の提案から変更があった点になります。

読み上げていきます。「カワウによる食害軽減のため、「カワウ被害対策強化の考え方」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標は達成できず、令和10年度に見直されました。このことから、これまでの取組等の検証で判明した課題(銃器使用の制限緩和など)への対策を図ることで、カワウの個体数を調整・管理をする

より実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと」となっております。

カワウの対策に関しては、積極的にカワウの対策を取っている地域と そうでない地域というのが分かれておりまして、積極的に対策をしてい るところからはカワウはいなくなるものの、対策を取っていないところ に移動しただけというような実態もあるので、全国的な取組が必要とい うような話がありました。

こちらに関しては、理由としましては、24ページに戻るんですけれども、カワウ対策には広域連携による全国的な取組が必要なため、こちらが重要であるとしております。

3つ目、魚病対策に関しては、特に本県で内水面の漁業実態というものもないことから、今回提案はしておりません。

その次、4つ目、河川湖沼環境の保全・啓発に関しては、4つ選ぶようにありますので、こちら43ページから51ページになるんですけれども、2番と3番と5番と7番、こちらを選択しておりますので、順に読み上げていきたいと思います。

まず、45ページのほうをお開きください。これも右側を読んでいきたいと思います。「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等は、毎年3月から6月に濁水とともに公共水面に流出していることを踏まえて、速やかに国は水生生物への影響を最新の知見に基づき的確に評価するとともに実効性のある対策を講じること」。

こちらに対しては、選定理由、24ページのほうですけれども、陸域からの汚染物質の流出は現在も大きな課題であるため、としております。こちらに関しては、内水面だけではなくて、沿岸海域においても非常に大きな問題になっていますので、選ばせていただいたという意図もあります。

続いて、3番目です。46ページのほうに記載がありますけれども、右側を読み上げていきたいと思います。「近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。河川及

び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育成場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくこと」となっております。

こちら24ページに戻るんですけれども、選定理由としては、近年の気候変動による喫緊の課題であるため、としております。

続きまして、5番です。行き来して申し訳ないんですけれども、48ページになります。右側を読み上げていきたいと思います。「多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること」となっておりまして、選定理由としては、24ページ、内水面の多面的活用には漁業者以外の理解・協力が重要なため、としております。

特に本県に関しては、内水面漁業者というものがいないものですから、世間一般に対する周知というものが重要と考えて選択しております。

続きまして、7番目です。こちらは50ページの下段のほうになります。こちらは後々関連するんですけれども、天然遡上アユについての記載になっております。「天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により資源量の増減メカニズムの解明等を図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること」となっておりまして、選定理由としては、24ページ、内水面の重要種における大きな課題であるため、としております。こちらについては関連して、後ほどまた本県からの提案もあります。

5番目、放射性物質対策以降は、特に本県から言えるようなこともないことから、今回重要課題は選択せずに提出予定としています。

22ページのほうの2つ目、提案項目に係るアンケート調査への回答案ですけれども、こちらはおおむね例年どおりの記載としております。

25ページのほうから回答案を掲載しておりますので、順に説明してい

きたいと思います。

まず1つ目、外来生物について、外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数についてなんですけれども、本県においては共同漁業権の設定がないことから、ゼロ件として回答しております。

続きまして、26ページをお開きください。

こちらも内水面で把握している外来生物対策についてということなんですけれども、特にここも例年どおりなんですけれども、記載はない状況です。27ページ、魚病についても同様です。

その次、28ページをお開きください。

鳥類による食害対策について、本県では、内水面漁業という意味では あまりないんですけれども、クルマエビ養殖とか沿岸でのカワウ被害と いうものがあることから、記載をしております。

カワウの生息数と被害額についての実態ですけれども、実態の把握は していないんですけれども、養殖関係のほうにも聞いたところ、増加傾 向であるということから、増加傾向としております。被害魚種としては、 クルマエビとリュウキュウアユを記載しております。

③番、カワウ対策について、駆除又は追い払いを実施している場合は、下表に記入願いますということで、令和3年から引き続き、宮古島市のほうでは鳥獣被害防止計画というものを立てておりまして、地元猟友会による駆除を行っているということを記載しております。

その下、その成果についてなんですけれども、Fとしておりまして、「効果については不明なものの、猟友会のないほかの地域と比較すると、カワウ個体数や被害は少ないように思われる」、といいますのも、宮古島市のほうでも、クルマエビ養殖場があるんですけれども、最近はあまり被害というか、カワウ自体を見かけなくなったという話がありました。一方で、久米島や、あとは本島のほうのクルマエビ養殖場のほうに伺ったところ、最近カワウによる被害が増えているというお話がありました。なので、やはり県内でもカワウの対策を取っているところと取っていないところでは、取っていないところに集まってきているのかなという印象を受けました。

4つ目、カワウの広域協議会については、広域協議会に参加しておらず、また参加の必要性までは感じていないという回答になっております。 5番目です。こちらも共同漁業権件数なんですけれども、本県では共同漁業権の設定がないことから、ゼロとしております。

続きまして、30ページのほうをご覧ください。

漁場環境の保全及び啓発についてですけれども、こちら内水面漁業を

取り巻く環境について河川流域の生態系、森林、水質等様々なケースを 含めて問題となっている事例についてですけれども、基本的には、なし で回答しておりまして、本県では、漁業権に基づく内水面漁業が存在し ないと回答しております。

ダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例についてですけれども、こちらも去年と同じ内容ですけれども、ダムからの濁水の放出と魚道の機能不全、その他として、瀬切れ(伏流による流水量の減少)というものを上げております。こちらに関しては、委員会指示による規制対象のリュウキュウアユ保全上の課題として、こういう問題があるというふうに回答する予定です。

次、31ページです。ウナギの資源回復についてですけれども、こちらも漁業権魚種として設定されている件数はないので、ゼロとしております。

一番下、④なんですけれども、平成30年7月に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しましたが、下りウナギ保護に関して対策を取っていますかというところですが、現在のところ、特に対策については検討していないと回答予定です。

続いて、32ページに進んでいきます。

⑥、現在のところ、特に対策について検討していないを選択された方について、対策が進まない理由について、回答は I: その他として、本県では、遊漁による漁獲のみで漁業としての採捕実態がないというふうに回答をしております。

こちらについては、以上おおむね例年どおりの回答内容となっております。

22ページのほうへ戻りまして、3つ目、中央省庁へ提出する提案書への回答案としまして、天然遡上アユについて、今年度の全国総会で本県、立原会長のほうから提案をしたところなんですけれども、もう内容が固まっているので、来年以降に検討をしたいという回答があったことから、今回提案をさせていただいております。

33ページのほうをご覧ください。

先ほども読み上げた項目にはなるんですけれども、天然遡上アユについて、天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により、地球温暖化による水温上昇の影響や資源量の増減メカニズムの解明等を図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めることというふうに、地球温暖化による水温上昇の影響ということを具体的に明記しております。

提案理由としましては、近年、全国的にアユの遡上量の減少や遡上時期の変化等について、その主な原因と言われている、地球温暖化による水温上昇の影響は、今後より拡大することが想定されるため、具体的に記載してはどうかとしております。

第2号議案の事務局案としては、以上になります。ご審議のほどをよ ろしくお願いいたします。

〇立原会長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、何かご意見、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

私のほうから幾つかよろしいですか。

- **〇事務局(米丸)** はい、お願いします。
- **○立原会長** まず、37ページなんですけれども、37ページの外来種のところなんですけれども、新たな外来種が入ったときというのは、何らかの報告をするのであるとすると、今全国的にいろんな外来種が新たに入ってきて、かなり大きな問題になっている。九州のコウライオヤニラミとか、それから中部のロングイヤーサンフィッシュというのが入ってきているんですけれども、それは結構もう対策を取っていて、今入っていることが周知されているんですけれども、沖縄島で今コイ科のオイカワが急速に入ってきつつあるというのは、ある程度内水面のほうでは把握しておいたほうがいいと思います。

直接内水面の漁業がないので、漁業被害とかはないと思うんですけれども、今までコイ科の魚というのは、沖縄に入ってきてもそれほど定着しなかったんですよね。恐らく冬と夏の水温差がきっちり分かれている。春がないと、彼らは産卵しにくいというのが原因だと思うんですけれども、今入っているオイカワは、なぜか爆発的に増えていて、しかもちょっと奇妙なことに比謝川に入った個体が北部に飛び火しているんですよ。もしかすると、誰かがブラックバスとペアで移しているんじゃないかということが非常に懸念されていて、それはちょっとここに書く必要はないんですけれども、内水面のほうとしては、かなりちゃんと把握されておいたほうがいいかなという問題です。オイカワだけがどんどん増えていくというのは、ちょっとあり得ないので、誰かが人為的に放していて、オイカワと何をペアで放しているのか分からないんですけれども。

例えば北部のある川では、今までいなかったとこにオイカワとオオクチュゴイが同時に出てきているんですよね。そうすると、釣りをする人が大型のオオクチュゴイをどこかで捕って放して、それと同時にその餌も放しているのかなということがちょっと懸念する材料としてあります

ので、ちょっと県のほうでも把握をしておいてください。

〇事務局(米丸) はい、承知しました。

今のお話に関しては、この間、海区委員会がありまして、その場で山川委員ともお話をしまして、自然保護課のほうにこの件でお話ししてきましたという話は伺っております。我々としても、お話は伺いましたので、気にはしてみたいと思います。

〇立原会長 よろしくお願いします。

あと、38ページのカワウの件ですけれども、カワウは、沖縄県が何も対策を取らないので、全部今沖縄に流れ込んできているんですよね。ほかの県では対策を取っているので、比較的個体数が抑えられているところも出つつあるんですけれども、向こうでいろんなところで対策を取ると、その分、沖縄に多分これからも流れ込んでくる個体数が増えてくる可能性があるのが少し気になるところです。

38ページに、沖縄県は何も具体的な対策は取っていないような形のことを言っていましたけれども、北部ダム事務所では、リュウキュウアユの産卵場には、カワウ対策のテグスの設置をしていたと思いますので、その辺は少しちょっと確かめられたほうがいいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

津波古委員、どうぞ。

- **○津波古委員** 一つは質問なんですけれども、この35ページ以降のR 7年度素案というのは、全国、そのアンケートをつくっている組織が書いた文書という理解でいいですか。
- **○事務局(米丸)** そうですね。例年どおり、全国組織で作成して、 あとは、全国組織の役員県というのがあるので、そちらでも揉んだ内容 ですね。
- **○津波古委員** ちょっと不思議な文言だなと思ったのが、38ページの 1番目に、右側の赤字で追記されているところなんですけれども、「令 和10年度に見直されました」というのが、今は令和6年度なので、どう いうことかなというのがちょっと、はい。ですが、県が加味した記載で ないなら、それで結構です。
- **〇事務局(米丸)** よいですか、事務局からお答えいたします。
- **〇立原会長** はい、どうぞ。
- **〇事務局(米丸)** これは、10年度に見直されたというのは、10年度 までに半減させるということに見直されたということです。
- **〇津波古委員** あっ、そういうことですね。失礼しました。はい。
- **〇事務局(米丸)** すみません。これも国のほうで決めていることに

はなるんですけれども、わかりにくい記載だったかも知れません。

〇津波古委員 すみません。あと一つよろしいでしょうか。

24ページのIV、河川湖沼環境の保全・啓発で、2番目に丸がついて、 陸域からの汚染物質の流出は現在も大きな課題であるためというのは、 全国的に大きな課題であるためという問題意識でよろしいですか。

- **○事務局(米丸)** そうですね。全国的な問題とも認識しておりますし、特にうちから言えることとしては、やっぱり沿岸海域においても、農薬だったり化学肥料だったりというものは問題になっていることから、あえて選ばせていただいた項目でもあります。
- **○津波古委員** というのも、沖縄県の場合は、陸域から流出するものとしてやっぱり一番問題だなと思われているのは赤土かと思うんで、それ書かないのかなと思ったんですけれども、ちょっと全国的な問題提起でしたら、はい。結構です。

すみません。もう1個よろしいでしょうか。

- **〇立原会長** どうぞ。
- ○津波古委員 33ページの追加提案項目・意見の提案理由の中で、全国的なアユの遡上量の減少、遡上時期の変化等について、その主な原因となっているんですけれども、これ、「主な」で大丈夫なんでしょうかという質問です。いろいろ原因は推定されるけれども、その中の一つと書いたほうが穏当じゃないかなと思って、今申し上げました。以上です。
- **〇立原会長** そうですね。そうしたほうがいいですね。
- **〇事務局(米丸)** すみません。もう一度お伺いしてもよろしいですか。
- **〇津波古委員** 「その原因の一つと言われている」とか。
- **〇事務局(米丸)** 「その原因の一つと言われている」ですね。はい、 分かりました。

あと、赤土に関しては、確かにうちから記載するように要望してもいいかなとは思うんですが、どうでしょうか。記載しましょうか。

〇立原会長 どうでしょうか。

併記しておいてもいいかもしれないですね。

〇事務局(米丸) はい、分かりました。

であれば、せっかくご提案いただいたので、ちょっと増えてしまうんですけれども、ごめんなさい。33ページの別記1の追加提案項目・意見についてというものをもう一つ増やして、先ほどの化学肥料とかだけではなくて、赤土という文言も入れてはどうかというふうに提案をさせて

いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。

〇立原会長 そのほか何かこの件に関して、ご意見、ご質問ある方い らっしゃいますでしょうか。

何かございませんか。

ないようでしたら、この事務局の提案について承認したいと思います。

[報告事項1 希少野生動植物種等選定検討委員会の結果概要について]

- **○立原会長** では、次に報告のほう、希少野生動植物種等選定検討委員会の結果概要について、事務局のほうから説明お願いいたします。
- **〇事務局(米丸)** それでは、事務局よりご説明いたします。

議案書のほう57ページをお開きください。

令和7年9月末までの委員会指示事項のリュウキュウアユの保護のために、現在、沖縄県希少野生動植物保護条例に基づく希少種の指定に向けて動いているところですけれども、指定希少野生動植物種等選定検討委員会第8回検討委員会が令和6年7月4日に開催されましたので、その結果概要についてご報告いたします。

58ページ以降に議事録のリュウキュウアユの部分の抜粋と、あと、リュウキュウアユに関する資料を62ページのほうから添付をしておりますので、ご参考になさってください。

説明に関しては、57ページのほうで簡単に説明させていただきたいと 思います。

まず、リュウキュウアユの状況についてですけれども、整理させてください。沖縄においては、絶滅した後、1992年以降に奄美大島個体群を再導入しているという経緯があります。

レッドデータブックのほうでは、沖縄県では絶滅とされておりまして、環境省と鹿児島県のほうでは、絶滅危惧の1A類に分類されているところです。

規制に関しては、沖縄県においては、沖縄県内水面漁場管理委員会指示のほうで、採捕に関しては承認が必要となっているところです。

鹿児島県では、こちら確認したところ、鹿児島県の漁業調整規則のほうでは、本州のアユとは別で、リュウキュウアユとして11月から5月までの採捕禁止の規制がされております。また別途、鹿児島県の指定希少野生動植物としても指定されているところです。

希少種の指定に向けた検討の中間整理というところで、62ページからのものをちょっと抜粋しているんですけれども、県条例のほうでは、希

少野生動植物とは、「県内に生息又は生育する野生動植物」という定義となっています。

奄美個体群に関しては、沖縄との交流があったという根拠もなく、人 為的に持ち込まれたものであるため、現状の法解釈からすると、本県に いるリュウキュウアユに関しては、移入種(外来種)という扱いになっ て、希少種指定の基本方針というものに外来種は選定しないこととある んですけれども、こちらに反することになってしまうということです。

ただし、絶滅危惧種である奄美個体群の域外保全の取組であったという経緯は留意しなければならないというふうに整理されております。

検討委員会で主な議論としてあったのが、こちらは私から発言した内容ですけれども、水産資源としての活用を目指して約30年間、水産行政のほうで内水面の委員会指示ということで規制を行ってきたんですけれども、水産利用が見込めない状況で水産関係法令で規制を続けることが難しくなったことから、希少種として保護を検討できないかということを発言させていただきました。

最近の一般的な考えとしては、遺伝的に完全に隔離された個体群を再導入して保護をするということは無理があるという意見がありました。

現状の整理としては、移入種であることから、県が希少種として指定をして、それの保護に対して予算をかけていくというのは、なかなか説明が難しいのではないかということですね。

あと、現状、現在の奄美と沖縄の個体群に関しては、遺伝的にはほぼ同じであることは分かっている。ただ、昔沖縄にいた個体群との遺伝的な関連は分かっていないとのこと。

その次、立原先生の発言ですけれども、奄美の個体群は、今年、ここ 30年間で最低の個体数であって、絶滅一歩手前という危機的な状況であ る。原因ははっきりはしていないけれども、近年の地球温暖化の影響で 水温上昇が影響をしているのではないかと発言がありました。

結論というか、中間の結論なんですけれども、保全上の重要性というものは高いものの、沖縄県の条例で指定というものは、今の状況では難しくて、鹿児島県や環境省と情報共有をしながら検討していきたいということでした。

今後の予定ですけれども、自然保護課の担当に聞いたところ、最終的な結論が出れば、改めてこちらの内水面委員会のほうで自然保護課から説明をさせていただく予定です。

ただ、移入種として判断される場合、水産資源としても利用ができず に水産関係で保護できないというのであれば、やっぱり移入種という扱 いのものを希少種として保護を続けることは難しいのではないかというふうな中間整理でありました。

報告に関しては以上になります。

〇立原会長 ありがとうございました。

この件に関しては、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

ある程度予想していたことではあるんですけれども、なかなかリュウキュウアユをこれからどうしていくのかというのは、非常に難しい問題に今はなりつつあります。

例えば全く保護をかけなくなるとなると、例えば源河川やなんかで再び何か増やそうとしたときには、源河は源河でやってもらう。何か捕ってはいけないような規則をつくってもらうということになると思うんですが、なかなかそれも難しいのかなという気がしているんですけれども、これをどうするのかというのは非常に大きな問題になると思います。

ただ、今説明があったように、単純に希少種として保護することにも 若干というか、かなり大きなハードルはあるというのが現状です。

何かご意見ありますでしょうか。

源河区のほうとか何かありますか。

〇伊波委員 聞こえますか。はい。

ここ最近のお話なんですけれども、源河区のほうでは、もう一度リュウキュウアユを戻せないかという話が出ていて、今おっしゃっているね、この移入種なのか希少種なのかというのに一つ加えていただければ、うちとしても将来的に復活するのに役立つんじゃないかなと。

難しい問題ですけれども、いつになるかというのは、実現ははっきり言えないんですけれども、そういう話が出ているのは事実です。だから近い将来、やっぱりもう一度、源河川にリュウキュウアユを戻そうという運動が起こりつつある中で、ちょっと意見を述べさせていただきました。よろしくお願いします。

○立原会長 恐らく希少種として縛る、保護するのはかなり状況からいくと難しいのかなという気がしていて、かといって今事務局のほうから説明があったように、利用していない状態で水産種としてこれ以上指示で縛るというのもなかなか法的に難しいということですので、あと可能性があるとすると、鹿児島県が例えばリュウキュウアユを種で指定してくれると、同じ種なのでこっちも自動的に守れるということはあるんですけれども、事務局のほう何か鹿児島と相談してみましたか。

〇事務局(米丸) すみません。私のほうでは相談はしていないんですけれども、一応自然保護課のほうで鹿児島県と調整してみるという話

はあって、自然保護課の担当との話の中では、やはり鹿児島県の条例の中で希少種として今指定されているので、国として多分希少種の指定というのは難しいんだろうと。

鹿児島県とか県域で見ると、確かに沖縄県にとってリュウキュウアユというものは移入種という扱いになってしまうんですけれども、もし環境省とか国のほうともうまく調整がつくのであれば、鹿児島県の条例として希少種を指定するのではなくて、国の法律の中で国の希少種として指定するという可能性はあるのかなという話は少ししました。

○立原会長 多分ですね、それは難しいんですよ。というのは、国が指定していたものを地方がやると、国は外す傾向にあるんですよね。なぜかというと、一部にしか棲んでいないものを国が指定しても、結局地元がそれを指定したほうがはるかに効率が高いので、例えばリュウキュウアユなんか国が指定しても、実際は奄美ですよね。

そうすると、鹿児島県が動かないと何もできないので、鹿児島県で縛っておいた、規定をつくっておいてもらったほうが、具体的な保護やなんかに動きやすいという傾向があるので、全ての種である場所にしかすんでいないものを最初国が指定して、重複で指定していた分が多かったんですけれども、そういうものを国が外して、地方のより具体的な保護ができる行政機関に移すというのが一般的ですので、もしあり得るとしたら、鹿児島県がリュウキュウアユを種で指定することができるかどうかなんですよね。

鹿児島県のというのじゃなくて、リュウキュウアユそのものにかけられるのかどうかという、そういうことが鹿児島県でできるかどうかというのが問題になるんじゃないかなという気がします。

それで今、奄美のリュウキュウアユが今年非常に少ない状態になってきていて、住用村がマングローブパークという施設を持っているんですけれども、そこで使っているリュウキュウアユの子供を奄美の川から捕りたいということになって、捕ったんですけれども、非常に少ない中からそれを抜くというのは、非常に問題があるんじゃないかということが言われていて、沖縄から貰いたいということが多分提案される可能性がすごく高いんですよね。

そうすると、奄美のバックアップみたいなものとして、一緒に沖縄県のにもかけてくれないかなということが唯一の望みだと思うんですけれども、その辺をうまく水産課のほうと、今のような状態だということをうまく水産課のほうと、ほかの部署と相談してもらって、鹿児島県とそう話をするというのはできないのかなというふうに考えているんですけ

れども、どうでしょうか。

〇事務局(米丸) どうですかね…。

そうですね。奄美とも海区とかで付き合いがないこともないんですけれども、ただ先ほど立原会長がおっしゃるような鹿児島県の条例で、沖縄県のものに対して何かしら規制をかけるということは…。

- **〇立原会長** いや、沖縄県のものに対してじゃなくて…。
- **〇事務局(米丸)** リュウキュウアユの種ということ…。
- **〇立原会長** リュウキュウアユという種にかけるということですよね。
- **○事務局(米丸)** 恐らくですけれども、水産関係法令とかで申し上げると、あくまでそれは鹿児島県の条例でしかないので、それを沖縄まで影響の及ぶものとは扱えないのかなと思います。

同様の事例がちょっと今、奄美と問題になっていて、ソデイカの委員会指示というのを出しているんですけれども、奄美と沖縄とで禁漁期間がずれていて、奄美に行くと、やっぱり沖縄の船でも操業できちゃうみたいなそういう問題も起こっていたりするので、なかなか他県の条例で、うちまで縛るというところは、法律の立てつけからすると難しいかと思います。

- **〇立原会長** なるほど、そうですか。
- **○事務局(米丸)** なので、ちょっと我々が提案できるものでもないんですけれども、先ほど立原会長がおっしゃったように、県条例で指定されたものは国は指定を外すという逆の流れといいますか、鹿児島県の条例から外す代わりに、国が指定をするということができないのかなと。国としてみても、リュウキュウアユというのは絶滅危惧種であることは明らかではあるので、そういう規制ができるのであれば、もしかすると沖縄県のリュウキュウアユも保護の対象になり得るのかなとは思うんですけれども、そこの調整はうちででき得るところではないので、自然保護課に。
- **〇立原会長** その辺、じゃ自然保護課とよく調整してみてください。
- **〇事務局(米丸)** はい、調整はしてみたいと思います。
- **〇立原会長** よろしくお願いします。
- ○事務局(米丸) はい。
- **〇立原会長** そのほか何かご意見、ご質問ありますでしょうか。 津波古委員、どうぞ。
- **○津波古委員** トキの事例があるので、何か沖縄県に希少野生動植物種に指定されるという希望もあるのかなと、ちょっと期待していたんですけれども、法解釈では難しいという。ちょっと何だろう、ものすごい

残念だなと思います。

ただ自然保護課とか、希少野生動植物種の条例とかだけが頼りではないのかなとも思いまして、例えば今、陸のリュウキュウアユがいるところ、再生産している場所というのはダムの湖面であって、それは企業局さんですか、管理者が自主的に調査したりということをされていると思いますので、そのダムの管理者と連携して、法令根拠がない状態になるかもしれないんですけれども、何らかの社会から忘れられないような、リュウキュウアユを誰かが見守っているという状態を何とか維持できないかなということは1つ、期待としてあります。

あと、先ほどのアンケートの中にもありましたけれども、自然川づくり的な文言があったかと思うんですけれども、それも県の中の河川を管理されている部署と、例えばリュウキュウアユにとって棲みやすい川を作ってみましょうとか何かそういう動きというか連携というのはできないのかなと。県の条例頼みじゃなくて、ほかにも何かリュウキュウアユを忘れ去られる種、存在にしないための方法というのはないのかな、議論できないかなと思いました。

以上です。

〇立原会長 ありがとうございます。 宮良さん、どうぞ。

○宮良委員 いいですか。じゃ、例えばダムでは、ダム下流の正常流量をアユで検討していたり、今おっしゃったように河川管理の目標で例えば二級河川ぐらいだと河川管理の目標としてアユを使っていたりするので、やっぱり河川管理者として法ではないんですけれども、捕らないでくださいとか、皆さんで川と一緒に河川環境も育みましょうとかいうキャンペーンをしながら、少しずつ忘れられない存在にしていくような話もあるんじゃないかなというふうに思います。

希少生物としては法令上ちょっと厳しいんであれば、実用的な面から アピールできないかなという気はします。 以上です。

〇立原会長 ありがとうございました。

希少生物としてというのは、沖縄県の希少生物の規定の一番上に移入種は駄目というのはあるんですよね、どうも。それでどうも引っかかっているみたいで、新潟県は、トキの場合にはちょっと特例でそれを取っ払っているんですよね。そこが一番、トキもいろんなところで物議を醸しているんですけれども、沖縄県もそういうことができないかなと思ったんですけれども、どうもそこを変えるのは大変ということのようでし

た。

今、宮良委員が言ったように、何か、もしかすると河川課とかそういうところとの相談が必要になるかもしれないですけれども。宮良さん、できますか、そういうのは。

- **○宮良委員** すみません。あの、OBの方たちだったら話しやすいと思うので、そういう方たちにちょっと話をしてみます。現役には、いきなりそんな話はすぐできないと思うので、はい。
- **○立原会長** よろしくお願いします。 そのほか何かありますでしょうか。大丈夫でしょうか。
- **〇事務局(井上)** いいですか。
- **〇立原会長** はい、どうぞ。
- **○事務局(井上)** すみません。井上ですけれども、先ほどの立原先生のご質問、ご回答に対してちょっと確認になるんですけれども、うちの米丸が言うように、法的な立てつけとして鹿児島県が条例で定めたとしても、沖縄県にそれを条例の効果として認めることは、恐らく難しいとは思われます。

それで、先ほど県の条例というか、上位の法律上、希少野生動植物として扱えない状態になるということは、例えば市町村が独自にやったとしても、やはり県の解釈に従うものなので、そういったことも起こり得ないというふうな認識でよろしいでしょうかね。

- **〇立原会長** ちょっとすぐ私のほうから説明できないんですけれども。
- **〇事務局(井上)** 市町村とかそいったもののレベルでは何か考えるということもやはり難しいということですか。
- **〇立原会長** 市町村は、また別だと思うんですけれどもね。
- **〇事務局(井上)** それは、また別のということなんですね。
- **○立原会長** はい、別だと思います。それは、その市町村で決めればいいことなんではないかなという気がするんですけれども。
- **〇事務局(米丸)** すみません。米丸もからもちょっといいですか。
- **〇立原会長** はい、どうぞ。
- **○事務局(米丸)** そうですね。自然保護課のほうでも、環境省とも 調整しながら、やはり今の国の解釈では移入種としての扱いになるので、 なかなかそれを希少種として指定することは難しいと。同じように移入 種、外来種としてブラックバスとかブルーギルとか、ほかもいろいろいる中で、これは保護して、これは駆除をしてという整理がなかなか難しいというような話もあって、恐らく法的な整理として希少種とかと考えるのであれば、国の方針というものが見直されないと、域外保全とかそ

ういう解釈が加わっていかないと、難しいのかなと思います。

なので、恐らく市町村単位とかであっても、どこまで市町村が法的に 突き詰めていくのかは分からないですけれども、例えば水産資源として もう一度再興とか、あとは希少種として保護すべきというような議論で はなくて、何かしら市町村として再興すべきというような別のアプロー チにはなるのかなというようなイメージは持っています。

○立原会長 今の件ですけれども、クニマスは完全外来種ですけれども、完全保護種になっていますよね、今。あれは環境省が暴発したんですけれども。あれ、クニマスは完全に今保護種になっているので、全く同じ状態だと思うので、ただクニマスの場合には、もうそこ以外にいなくなってしまっているというのがあるんですけれども、同じような感覚で考えれば、クニマスと準じて考えれば、できないとこはないのかなという気は、市町村であればできるんじゃないかなという気がするんですけれども、その辺はちょっと私のほうで分からないので、検討する余地はあるのかもしれません。

そのほか何かございますでしょうか。

ないようでしたら、今日の会議はこれで終わりにしたいと思います。

最後に、附帯決議ですけれども、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するということにしたいと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。

〇事務局(井上) 会長、ありがとうございました。

今後、リュウキュウアユについて、いっぱいいろんなことがまだ思いどおりに全然いかなくて、今後ともいろいろ検討しないといけないことはあるとは思っております。

ちょっと皆さんからいろいろとお話を伺った上で、主に自然保護課になってしまいますけれども、調整をしながらまた情報を出していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、皆さんお忙しい中、ご参加ありがとうございます。

次回は、令和6年12月27日の金曜日に開催予定であります。場所は、 同じところになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2回沖縄県内水面漁場管理委員会について終了したいと 思います。

本日は、ありがとうございました。

〇立原会長 ありがとうござました。お疲れさまでした。